

藤沢市保育所条例の一部改正について
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（病児保育事業）

第9条 市は、別表第1に掲げる保育所のうち規則で定める保育所において、児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児であって疾病にかかっているものについて保育を行う事業（以下「病児保育事業」という。）を行う。

2 病児保育事業により保育を受けようとする乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 病児保育事業により保育を受けた乳児又は幼児の保護者は、別表第5に定める利用者負担額を納付しなければならない。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第9条関係）

乳児又は幼児の属する世帯の区分		金額（日額）
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円
B階層	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0円
C階層	A階層又はB階層に属する世帯以外の世帯	2,000円

附 則

この条例は，令和3年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，市立保育所において病児保育事業を実施することに伴い，当該事業の利用に係る許可及び利用者負担額を規定するため，所要の改正をする必要による。